

○文部科学省告示第九十九号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和四年六月二十一日

文部科学大臣 末松 信介

- 一 平成二十年文部科学省告示第五十一号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者）
- 二 平成二十年文部科学省告示第百六十二号（教育職員免許法施行規則第六十一条の四第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）
- 三 平成二十年文部科学省告示第百六十三号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第一四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）
- 四 平成二十年文部科学省告示第百六十四号（免許状更新講習規則第九条第一項第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。